



委員会報告

委員会で審議された中で、特に質疑の集中したものをピックアップしました。

総務経済委員会

問 名誉市民条例の制定について
答 本条例は、旧2町の条例を基本として作成しており、経過措置として旧2町の名誉町民も、御前崎市の名誉市民としてみなすこととしている。

問 名誉市民に贈呈する名誉市民章とは、どのようなものか。また、名誉市民を、どのような形で市民に公表するのか

答 名誉市民章の形状について
は、現時点では決まっていないが、旧町のものと整合性を図りたいと考えている。公表については、顔写真等も入れて市の広報でお知らせしていきたい。

問 本条例の制定について
答 本条例は、合併前の2町の条例を基本にして、その内容を踏襲するものか。それとも市として新たに作成するものか

問 旧町において名誉町民になられた3名を、市民全体に知らしめる必要があるのではないか

答 旧浜岡町では、水野成夫氏と丸尾謙二氏、旧御前崎町では川口栄氏が選ばれているが、市の条例が制定された時点で併せて広報したいと考える。

問 表彰条例の制定については、個人・団体の両方を対象としているか

答 基本的には、個人が主体になると思うが、善行表彰については、団体も考えられる。

問 スポーツの団体競技において功績があつたものなどは、対象になるか

答 現時点では、まだ決めていない。



問 退団する消防団員の数は、把握しているか。また、以前の答弁で平成19年までに団員を削減すると言わたが、その後の状況はどうか

答 御前崎市となつて新たに表彰された人から登録されることになる。

問 功労者表彰名簿には、旧町で表彰された人は、登録されないのか

答 平成17年3月末の退団者は、100名であった。団員削減の件については、現在の条例定数416名に対し356名という目標値を設定して、その削減に向けて検討している。

平成19年までに、なるべく目標値に近付けるよう努力している。